

「子ども・子育てビジョン」について

内閣府共生社会政策統括官付少子化対策担当参事官補佐 石橋 英宣

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、子育て支援の総合的な姿と将来の数値目標などを定めた「子ども・子育てビジョン」（以下、「ビジョン」という。）が1月29日に閣議決定された。以下では、その内容を紹介する。

※ HPは <http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html>

I. 「子ども・子育てビジョン」の概要

1. 子どもと子育てを応援する新しい指針

これまで「少子化対策」として、さまざまな計画の策定や対策が講じられてきた。しかしそれが目に見える成果として、生活の中では実感できない現状にあると考えられる。これらの現状を踏まえ、今後の子ども・子育て支援策を進めていく上では、以下の観点が重要となると考えられる。

- ①社会全体で子どもと子育てを応援していくという「子どもが主人公」（チルドレン・ファースト）との基本的な考えのもと、「子どもを大切にする社会」をつくるという観点。
- ②これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、子育てをする親や子どもたちなどの当事者の目線で、個人が希望を普通にかなえられるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していくという観点。
- ③「子ども・子育て支援」を進めるにあたっては、「男女共同参画」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「子ども・若者育成支援」のそれぞれの施策と密接な連携を図るという観点。

特に、これまでの子育ては、個人に過重な負担がかかっていたと考えられる。しかし、これからは社会全体で子育てを支えることにより、個人の希望が実現できるような社会になるように取り組む必要がある。そのためにも、バランスのとれた総合的な子育て支援を行うことが必要となる。

具体的には、子ども手当の創設、高校の実質無償化、児童扶養手当の父子家庭への支給、生活保護の母子加算などの「子育て家庭への支援」と、待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実、幼保一体化を含めた新たな保育サービスの在り方の検討などの「保育サービス等の基盤整備」の2つをバランスよく、車の両輪のように実施していくことを目指すこととする。

2. 待機児童の解消や男性の育児参加に向けて

ビジョンでは子ども・子育て支援施策に関する様々な取組や今後5年間の数値目標を掲げている。

現在、保育所待機児童の問題が大きくクローズアップされており、ビジョンにおいてもその解消が大きな課題となっている。例えば待機児童などの解消のために、3歳未満の子どもたちに対する保育サービスを、現在の75万人分（4人に1人）から年間5万人ずつ

増やしていき、5年後の平成26年には102万人分（3人に1人）の保育サービスが提供できるようになることを目指している。

また、放課後児童クラブの充実のために、現在81万人（5人に1人）がサービスを受けているが、平成26年には111万人（3人に1人）がサービスを受けられることを目指している。

このように、待機児童解消に向けた取組を進める一方で、子育て支援の充実のためには、男性の育児参加が必要不可欠となる。男性の育児休業取得の促進のために、現在1.23%の取得率を、平成29年には10%になるように政労使を挙げて取り組んでいく。また、6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事時間については、現在は1日平均60分だが、これを平成29年には1日平均2時間30分になるように取り組むこととしている。

Ⅱ. ビジョンの構成と内容

ビジョンの構成は以下のようになっている。

1. 子どもと子育てを応援する社会に向けて

「ビジョン」は、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という基本的な考えのもと、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指しながら、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、子どもと子育てを全力で応援することを目的としている。

1) 子どもが主人公(チルドレン・ファースト)

ビジョンでは、「子どもが主人公である」（チルドレン・ファースト）という基本的な考えのもと、「子どもを大切にする社会」をつくることを宣言している。そのためには、

- ・ 家族や親だけが子育てを担うのではなく、社会全体で子どもと子育てを応援していくことが重要
- ・ 子どもが社会の主体的な一員であると位置づけ、その子どもと子育てを、国、地方、企業（職域）、地域、NPO、家庭、個人など社会全体で応援する
- ・ 近年、家庭や家族の形態、親の就業の有無や状況、個人のライフスタイルが多様化するとともに、特別な支援が必要な子どもが増えている。このため、子どもの権利条約も踏まえ、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組むこととしている。

第1図

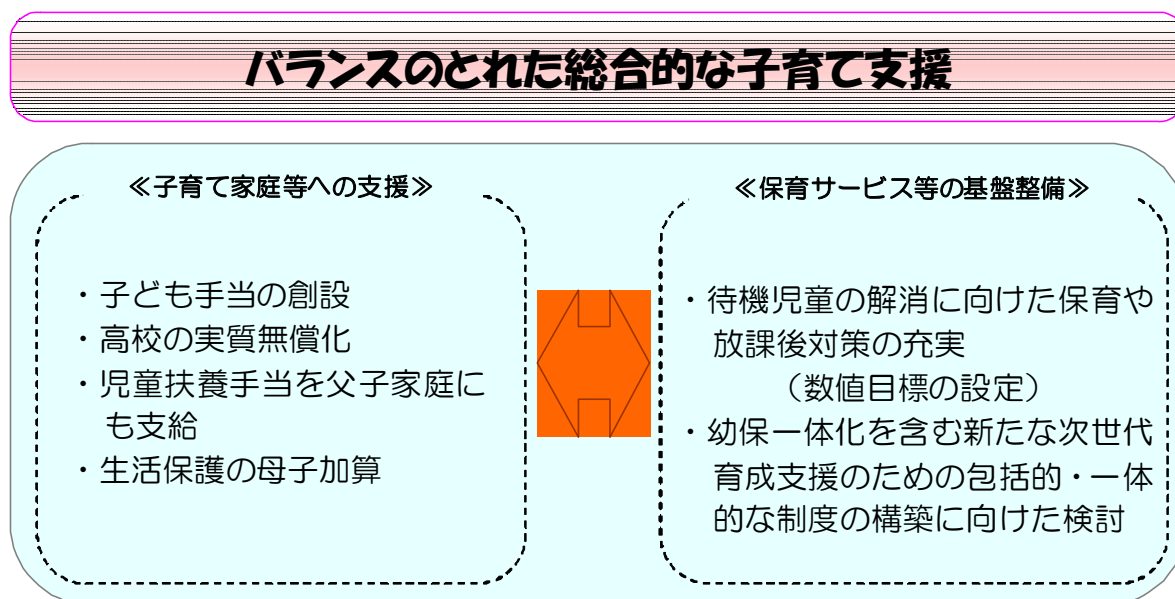


2)「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ

これまで「少子化対策」として、さまざまな計画の策定や対策が講じられてきているが、それが目に見える成果として、生活の中で実感できない現状にある。

このため、ビジョンでは、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、子育てをする親や子どもたちなどの当事者の目線で、子ども・若者の育ち、そして子育てを支援することを第一に考え、個人が希望を普通になえらえるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していくこととしている。

第2図



3)生活と仕事と子育ての調和

子どもの成長、子育て、個人の生活、仕事を切り離して考えることはできず、また、家庭や職場における男性と女性の役割についてもあわせて考える必要がある。

このため、ビジョンにおいては、「子ども・子育て支援」を進めるにあたり、「男女共同参画」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「子ども・若者育成支援」のそれぞれの施策と密接な連携を図ることとしている。

2. 基本的な考え方

1)社会全体で子育てを支える

ビジョンにおいては、「子どもを大切にする」という考えのもと、どのような状況にある子どもであっても、多様性を尊重し、困難な状況に対しての支援を行うことにより、すべての子どもの生きる権利、育つ権利、学ぶ権利が等しく確実に保障されることを目指している。

また、多様な家族形態や親の就労の有無に関わらず、すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく包括的に「ライフサイクル全体を通じて社会的に支える」こととしている。

さらに、地域の子育て力を高め、それぞれの地域の特色を生かし、子どもと子育てを中心として「地域のネットワークで支える」とともに、地域の再生を目指すこととしている。

2)「希望」がかなえられる

ビジョンにおいては、個人の希望する結婚、出産、子育てを実現するという観点から、「生活、仕事、子育てを総合的に支える」という考え方のもと、子どもを生み育てることに夢を持てる社会を目指すこととしている。

また、子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は、2007年の調査で12.2%、そのうち、ひとり親世帯については54.3%となっており、OECD諸国の中でも高い水準であることが課題となっている。このため、「格差や貧困を解消」し、親の経済力や幼少期の生育環境によって、人生のスタートラインの段階から大きな格差が生じ、世代を超えて格差が固定化することがない社会を目指している。

さらに、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すとともに、若者、女性、高齢者、障害のある者など働く意欲と能力を持つすべての人の社会参加を実現することにより、「持続可能で活力ある経済社会」が実現することを目指している。

3. 3つの大切な姿勢

ビジョンにおいては、子ども・子育て支援施策を行っていく際の姿勢として、次のような「3つの大切な姿勢」が示されている。

1)生命(いのち)と育ちを大切にする

一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切に、「生命(いのち)と育ちを大切に」にすることが重要である。

このため、妊娠・出産の安心・安全と子どもの健康を守るための環境整備や支援などを進めるとともに、子ども手当の創設や高校の実質無償化などにより、すべての子どもの健やかな育ちと教育の機会を確保することとしている。

2)困っている声に応える

子どもや子育て家庭の不安を解消し、困っている声に応えることが重要である。

このため、保育所に入れない子どもたちや放課後の居場所のない子どもたちを抱える子育て家庭に、十分なサービスが提供されるように環境整備を進めることとしている。

また、一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し(インクルージョン)、ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、特に支援が必要な方々が安心して暮らせるよう支援するとともに、子どもの貧困や格差の拡大を防ぐこととしている。

3)生活(くらし)を支える

若い世代や子どもの立場に立って、家庭や地域の生活を支えることが重要である。

このため、若い世代への就労・生活・自立に向けた支援を行うなど、子どもや若者が円滑に社会生活に移行できるようにすることとしている。

また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、いわゆる「M字カーブ」の解消など、女性が出産や子育てのために仕事をやめなくてもよいように、また、出産や子育て後に円滑に仕事に復帰できる社会が実現するよう、働き方の改革と職場環境の改善を進めることとしている。

4. 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

3つの大切な姿勢を踏まえ、次に掲げるような「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、取組を進めることとしている。

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

- ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援（キャリア教育・ジョブ・カード等）

(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
- ・相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）
- ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消（余裕教室の活用等）
- ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
- ・幼児教育と保育の総合的な提供（幼保一体化）
- ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・小児医療の体制の確保

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
- ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進（ファミリーホームの拡充等）

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・乳児の全戸訪問等（こにちは赤ちゃん事業等）
- ・地域子育て支援拠点の設置促進
- ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
- ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
- ・NPO法人等の地域子育て活動の支援

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように

- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- ・子育てバリアフリーの推進（段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等）
- ・交通安全教育等の推進（幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等）

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

(11) 働き方の見直しを

- ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- ・テレワークの推進
- ・男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス）

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進
- ・次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進
- ・入札手続等における対応の検討

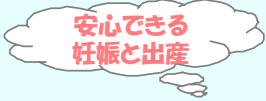
5. 今後の取組に向けた推進方策

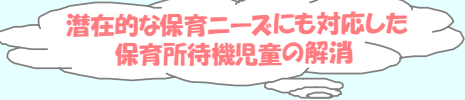
1) 政府を挙げた取組

このビジョンに基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進することとしている。また、省庁横断的な観点から、総合性と一貫性を確保するため、子どもや子育てに係る施策間の整合性や連携を図る取組を進めるとともに、「子ども家庭省（仮称）」の検討など、省庁のあり方についても検討していくこととしている。

2) 数値目標

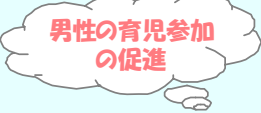
今後、5年間を目途（平成26年度）として、次のような数値目標を目指すこととしている。

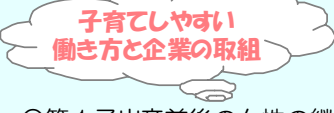
	〔現状〕	〔H26目標値〕
ONICU（新生児集中治療管理室）病床数 （出生1万人当たり）	21.2床	⇒ 25～30床
〇不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇平日昼間の保育サービス（認可保育所等） （3歳未満児の保育サービス利用率）	215万人 （75万人（24%））	⇒ 241万人 （102万人（35%））
〇延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
〇病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	⇒ 200万日
〇認定こども園	358か所	⇒ 2000か所以上（H24）
〇放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇里親等委託率	10.4%	⇒ 16%
〇児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒ 800か所

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇地域子育て支援拠点事業 （市町村単独分含む）	7100か所	⇒ 10000か所
〇ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒ 950市町村
〇一時預かり事業（延べ日数）	348万日	⇒ 3952万日
〇商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒ 100か所

 男性の育児参加の促進	〔現状〕	〔H26目標値〕
○週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	⇒ 半減 (H29) * 参考指標
○男性の育児休業取得率	1.23%	⇒ 10% (H29) * 参考指標
○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間 (1日当たり)	60分	⇒ 2時間30分 (H29) * 参考指標

 子育てしやすい働き方と企業の取組	〔現状〕	〔H26目標値〕
○第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	55% (H29) * 参考指標
○次世代認定マーク (くるみん) 取得企業数	652企業	2000企業

3) ビジョンの目標を達成するための社会的追加コスト

ビジョンの施策として、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度を構築することとしているが、ビジョンの数値目標を前提として、主要な子育て支援サービスや給付の拡充に必要な社会的追加コストを機械的に試算してみると、平成26年度（ビジョンの最終年度）における追加所要額は、サービスの量的拡大で約0.7兆円となると見込まれている（施設整備費などは含まない）。

4) 社会全体における理解と広がりをもった取組

社会全体における理解と広がりをもった取組の促進のため、職場、家庭、地域、学校等における取組を促進するとともに、広く社会に向けた情報発信を行うこととしている。

5) 地域の実情に応じた取組

各地方公共団体が定める次世代育成支援行動計画等に基づき、地域の実情に応じた施策の展開を図るとともに、地方公共団体における子ども関連施策を担当する部署の横断的な連携の仕組みを強化することとしている。

6) 点検・評価と本ビジョンの見直し

ビジョンの関連施策については、定期的に進捗状況を点検・評価するとともに、その結果に基づき、必要な見直しを行うこととしている。なお、その際は、子どもや子育て家庭の視点に立った点検・評価という視点を重視することとしている。

また、ビジョンについては、施策の進捗状況とその効果、社会経済情勢、子どもの貧困率など子育て家庭の状況その他子どもと子育てをめぐる状況等を踏まえ、おおむね5年後を目途に見直しを行うこととしている。

(いしばし・ひでのぶ)